

寝屋川市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業所の兼務  
が可能な範囲について

業務に支障が無い範囲で兼務（それぞれの職務を勤務時間を切り分けることなく一体的に行うこと）が可能な職務は、次のとおりです。

兼務が可能な職務については、従事した時間全てを常勤換算に含めることが可能です。ただし、通所介護に係る、サービス提供体制強化加算、中重度ケア体制加算、認知症加算の算定に当たっては、緩和した基準によるサービスの従事者は含めないものとします。

	サービス	兼務が可能な職務
訪問	(介護予防) 訪問介護	① <u>管理者、サービス提供責任者、訪問事業責任者</u> ② <u>訪問介護員、在宅支援員</u> ①、②それに列挙する左記のサービス（同一敷地内の事業所に限る。）における職務を兼務することができます。 ①と②を組み合わせた兼務はできません。
	現行相当サービス	
	緩和した基準によるサービス	
通所	(介護予防) 通所介護	③ <u>管理者、生活相談員</u> ④ <u>機能訓練指導員</u> ⑤ <u>介護職員、緩和した基準によるサービスの従事者</u> ③～⑤それに列挙する左記のサービス（同一敷地内の事業所に限る。）における職務を兼務することができます。 ③～⑤を組み合わせた兼務はできません。
	現行相当サービス	
	緩和した基準によるサービス	

上記のほか、複数の事業所（同一敷地内の事業所に限る。）の管理者のみを兼務することができます。